

令和 3 年度  
多良間村観光関連事業持続化支援給付事業  
事業概要

【事業の目的】

令和 3 年 4 月 12 日から始まった沖縄県まん延防止等重点措置、更に同年 5 月 23 日から発令された緊急事態宣言、それに伴う多良間村の対処方針により来島者が激減しました。それにより直接・間接的に収益が減少し、事業存続の危機に立たされている事業が持続できるよう支援するため本事業を実施する。

【給付の対象事業者】

観光関連事業者：宿泊業・飲食業・観光案内業・マリンレジャー・特産品加工事業者・土産品販売店・レンタカー（レンタサイクル）

【給付金】

給付金額は、定額 20 万円とする。

【受付期間】

令和 3 年 8 月 17 日（火）から令和 3 年 10 月 29 日（金）まで

【申請方法】

役場が用意した申請書に記入して、期限までに提出する。

【申請に必要な物】

1. 印鑑（認め印）
2. 振込用通帳の最初の見開きページの写し
3. 令和 2 年分確定申告書（写し）

【申請場所】

多良間村役場観光振興課

問い合わせ

役場観光振興課

TEL 79-2260

担当者：清村・津嘉山